5 知事提出議案・請願に対する反対討論

2011年7月8日

日本共産党の村岡正嗣です。

私は、日本共産党県議団を代表して、知事提出 の第88号議案、第89号議案、第91号議案及び第 94号議案並びに議請第10号ないし第16号に対す る反対討論を行います。

初めに、第91号議案「埼玉県立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関す る条例の一部を改正する条例」についてですが、 学校医らの献身的な働きに鑑みたとき、災害補償 の算定額を引き下げることは認めることはできま せん。したがって、本議案には反対であります。

次に、第88号議案、第89号議案及び第94号議 案は、関連しておりますので一括して討論いたし ます。

まず、第94号議案は、平成23年10月11日から鳩ケ谷市を廃し、その区域を川口市に編入することについての議決を求めるものです。

我が党は、合併問題は両市民にとって非常に重大なことであり、将来に禍根を残すことのないよう住民合意が不可欠であること、拙速な結論は避けるべきと考えます。

しかしながら、今回吸収される側の鳩ケ谷市においては、合併の是非は住民投票で決めるべきとの世論が、現在に至るも極めて大きいと認識するものです。事実、2009年7月には、地方自治法に基づく市民から提出された住民投票条例制定のための直接請求署名8,269筆が受理されております。また、2010年10月24日投開票の市長選挙、市議会議員選挙においては合併問題が最大争点となり、吸収合併反対を公約に掲げた二人の市長候補の得票率が50.1パーセントと、合併完結を公約に掲げ当選した現市長の得票率49.9パーセントを上回り、文字どおり、まちを二分する結果となりました。

本年2011年2月には、再び市民による住民投票条例制定を求める直接請求署名2,973筆が受理され、市長より、合併の是非を問う住民投票条

例案が臨時市議会に提案されました。採決は、改選後の新議員15名によって行われ、可否同数、議長裁決により否決されました。さらに、廃置分合の議案については、同じく賛成7、反対7と可否同数となり、議長裁決によって可決とされました。これは、可否同数は現状維持とする原則に反するものであり、住民主権を原則に、住民投票を行うべきと考えるものです。

こうした経緯からも、住民合意が不十分のまま 10月11日から鳩ケ谷市を川口市に編入すること は明らかに拙速であること、両市及び両市民にとっ て将来に禍根を残すおそれのあることから、我が 党は本議案には反対とするものです。

続いて、第88号議案「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び第89号議案「鳩ケ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例」についても、同様の理由から反対です。

次に、請願についてです。

議請第10号「教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した歴史・公民教科書の採択を求める請願」について、委員長報告は採択ですが、我が党は不採択を求めるものです。

教科書採択は、あくまで日本国憲法の精神に基づき、教育基本法など法律の全体に従って、不当な支配に服することなく行われるべきと考えます。しかし、本請願は、教育基本法の改訂で新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示されたとして、教育委員会の委員、そのほか学校関係者に、この改訂の趣旨の徹底を図ることなどを求めていますが、教育基本法の目標のごく一部だけを殊更取り上げて、この趣旨を徹底せよとすることは、結果として特定の教科書を採択せよと議会が教育委員会に圧力をかけることになりかねません。したがって、本請願は不採択とすべきであります。

続いて、議請第11号「夫婦別居・離婚後の親子の面会交流を担保する特別法制定と面会交流支援について国への意見書提出を求める請願」について、委員長報告は採択ですが、我が党は慎重な対応を求める立場から反対です。

夫婦別居・離婚後の親子の面会交流を求める県民の願いは切実であり、十分理解できるものです。しかし、DV被害の現状等を勘案しますと、面会交流が担保され、強制力が発生することから、強い懸念を抱くものです。

続く、議請第12号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」は、委員長報告では、地方の自主財源の拡充を図ることが大きな課題になっている現状を勘案すると、この請願内容は現実的ではないとして不採択ですが、我が党は採択を求めるものです。

日本国憲法の下、自治体の財政状況によって義 務教育に格差を生じることがあってはなりません。 安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教 育の維持充実に国が責任を負うのは当然のことで あります。

次に、議請第13号「脱原発へ 国の政策転換を求める請願」ですが、委員長報告では、国内発電量の多くを原子力発電に頼っている現状で、原発全廃の選択をすることは、国民生活に大きな混乱を起こすおそれがあるなどとして、不採択とのことです。

しかし、本請願は、原発の特別な危険性にかんがみ、脱原発へ国の政策方針の転換を求めているものであって、直ちに一、二年で原発全てをなくすことを求めているわけではありません。現在、日本の発電量の25.1パーセントを原発が占めていますが、十年程度をかけて総電力量を省エネにより一割削減し、現在9パーセントの自然エネルギーによる電力を2.5倍程度に引き上げれば、原

発による発電量をカバーすることは可能です。福島県の双葉町の住民をはじめ、原発事故でふるさとを離れざるを得なかった人々の苦悩は、計り知れません。原発事故という重大で深刻な事態に直面しているこのときを捉え、脱原発へ足を踏み出すべきです。したがって、我が党は本請願の採択を強く求めるものです。

続いて、議請第14号「文部科学省が設定した 学校・校庭等で子どもが一年間に浴びる放射線量 の限界20ミリシーベルトの撤回を求める請願」 では、委員長報告は、国が既に見直しに向けて動 いている段階において見直しを求める請願は不採 択とすべきとのことです。

しかし、この問題については、特に子供を持つ 保護者の不安は非常に大きく、国は一刻も早く基準を明確にして、国民の不安を解消すべきです。 県議会としても、国の動向を待つだけではなく、 積極的に国に働き掛けることこそ、県民の願いに 応える責任ある態度ではないでしょうか。したがって、我が党は採択を求めるものです。

最後に、議請第15号「『議員特権』の廃止を求める請願」と、議請第16号「埼玉県議会議員の県政調査費を削減することを求める請願」は、関連しておりますので一括して討論いたします。

議請第15号、議請第16号は、委員長報告では、 ともに不採択とのことですが、採択を主張いたし ます。

「議員特権」という文言はさておき、厳しい財政状況や東日本大震災の被災者支援の切実さにかんがみ、県議会としても可能な限りの経費節減に努めるべきです。こうした観点から、政務調査費の減額、費用弁償、海外視察の廃止を主張する本請願の趣旨は至極妥当であり、採択すべきと考えるものです。

以上で討論といたします。(拍手起こる)